

【各種手続について】

**Q 1 7 未成年者や後見人の本籍・住所（居所）・氏名が変わりました。
何か手続が必要ですか。**

以下のとおり、裁判所への届出が必要です。

裁判所へ届け出る場合の届出書は（８５頁）に掲載しています。

- 1 未成年者や後見人の住所が変わり、住民票を異動した場合
裁判所に対し、届出書および異動後の住民票を提出
- 2 未成年者や後見人の住所（居所）が変わったが、住民票は異動していない場合
裁判所に対し、届出書および新住所（居所）がわかるものを提出
- 3 未成年者または後見人の本籍や氏名が変わった場合
裁判所に対し、届出書および変更後の戸籍謄本などを提出